**平成２５年（フ）第３５号**
愛媛県南宇和郡愛南町中川1177番地１
債務者　吉村　鈴江
１　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙田　博明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２４年（フ）第３４３号**
前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町９丁目349番地59
債務者　ＳＨＩＭＡ装建こと　福島　正己
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２４年（フ）第３４４号**
前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町９丁目349番地59
債務者　福島　朋子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２４年（フ）第３７１号**
兵庫県川西市美園町９番18号　206、前住所兵庫県伊丹市荻野４丁目49番地　102
債務者　上田　　優
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第１４１号**
兵庫県宝塚市千種３丁目14番16号
債務者　髙橋　秀信
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第２０９号**
鹿児島県鹿児島市犬迫町399番地
債務者　池水　正明
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　宏嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第２１０号**
鹿児島県鹿児島市犬迫町399番地
債務者　池水百合子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　宏嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第１４号**
鹿児島県枕崎市白沢西町６番地
債務者　白澤冨美子
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河口友一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第１８４号**
函館市昭和１丁目26番34号
債務者　福原　美保（旧姓合濱）
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第５２８号**
埼玉県川口市芝４丁目14番23号
債務者　榎本　優子
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第６０１号**
さいたま市桜区大字神田464番地２　シティーハイツ105号
債務者　菅野　祐人
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第６２０号**
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目24番22号　栄荘１号
債務者　高橋　昭二
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第６４３号**
埼玉県鴻巣市栄町８番29―201号　グレイスガーデンＣ
債務者　中島　稚菜
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第６４５号**
埼玉県川口市芝西２丁目30番８号
債務者　池上　千春（旧姓矢野）
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第３２号**
岡山県岡山市北区中島田町１丁目５番３号中島田ビューシティ405、申立時の住所岡山県総社市真壁1390番地14
債務者　三張　幹夫
１　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第３１０号**
埼玉県川口市芝中田２丁目５番12号　大平荘201号
債務者　中野　榮子
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５５７号**
埼玉県上尾市日の出３丁目10番32―14号メッツ日の出101
債務者　坂本　正宏
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係